

# 人權教育

人權教育

1 概要	67
2 学校教育における人権教育の推進	67
3 社会教育における人権教育の推進	67



# 人 権 教 育

## 1 概要

国においては、平成 12 年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、「社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資する」とことしました。さらにこの法律に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

福岡市においても、これまでの取組みの成果・課題や社会情勢の変化を踏まえて、平成 11 年 1 月に策定した「人権教育のための国連 10 年」福岡市行動計画の見直しを行い、新たに平成 16 年 1 月に「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、「人権を尊重し、人の多様性を認めあうまち」福岡市の実現に向けて、全庁的な人権教育・啓発の取組みを進めています。

教育委員会においても、平成 18 年 2 月に教育長名で「人権教育の推進について」を通知し、同和問題の残された課題を認識するとともに、同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和問題の解決への取組みをあらゆる人権問題の解決につなげていくという見地から、すべての学校や地域において人権教育を推進し、同和問題の早期解決を図るとともに、あらゆる人権問題の解決を目指すものとしました。

その後、平成 20 年 4 月に通知された文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」及び「新しいふくおかの教育計画」を踏まえ、平成 21 年 6 月に「福岡市教育委員会人権教育推進計画」を策定（平成 26 年 4 月改訂）し、同計画に基づく施策の着実な推進を図りました。

また、平成 29 年度には、すべての学校・園で人権教育を着実に推進するための取組姿勢や押さえておくべき方向性を、「3 つの柱」として策定しました。

現在は、「福岡市教育委員会人権教育推進計画」の成果と課題を踏まえ令和元年 6 月策定の「第 2 次福岡市教育委員会人権教育推進計画」に基づき、すべての学校や地域において、より効果的・計画的に人権教育を推進し、あらゆる人権問題の解決をめざしています。

## 2 学校教育における人権教育の推進

学校における人権教育は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるようにすることを旨とし、同和問題などさまざまな人権問題に対する科学的認識に立って、人権という普遍的文化を構築していく意志と実践力を持った人間の育成を目指すものです。

人権教育の推進にあたっては、教師自らの人権問題に対する認識を深めるとともに、保護者や子どもの願いを正しく受け止め、日常の教育活動の反省に基づき、指導力の向上及び自己啓発を図り、実践を深めることが大切です。

また、教育活動全体を通して、全ての児童生徒が人権尊重の意識を高めるとともに、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図っていく意志と実践力を培うことが必要です。

そのためには、学校経営方針の中に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「第 2 次福岡市教育委員会人権教育推進計画」や「人権教育の指導方法等の在り方について」「人権教育推進のための 3 つの柱」等の理念や趣旨を踏まえた人権教育の推進計画と共に、「人権教育全体計画」・「人権教育年間指導計画」を作成し、校長を中心に全教職員が一体となって、教育活動の中で組織的・計画的に推進する必要があります。

また、学力向上については、全国学力・学習状況調査の結果をもとに教育課題を明らかにし、「学力向上のための授業改善の手引き」の活用や、家庭教育支援パンフレット「育てよう！小・中学生の生活習慣・生活リズムガイド～『学ぶ力』の向上をめざして～」（令和 2 年 3 月改訂）の啓発・浸透を通して、家庭・地域との連携を図りながら、学力の向上と進路指導の充実に取り組むことが重要です。

## 3 社会教育における人権教育の推進

社会教育のあらゆる機会に、基本的人権の尊重を基調とする総合的な視点に立った人権教育を積極的に推進します。

### (1) 市民を対象とした人権教育の推進

すべての市民が同和問題など、様々な人権問題を自らの課題としてとらえ、人権についての理解や認識を深めるとともに、人権を確立するための方法と手段について学習することができるよう、研修会や指導者研修会を実施しています。また、人権教育の充実を図るために、社会教育関係職員等を対象とした研修を実施しています。

## (2) 人権啓発地域推進組織の育成・支援

「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現に向け、地域において市民が自主的に人権に関する学習や啓発に取り組む人権啓発地域推進組織の育成・支援を行っています。現在、全市 146 小学校区（うち 1 校休校）中 141 校区、145 組織（令和 5 年 4 月 1 日現在）が結成され、それぞれの地域の状況に即した、講演会・研修会、人権まつりや人権週間の開催、広報紙や人権カレンダーの発行、人権標語入り看板やのぼりの作成など、創意工夫をこらした多彩な取組みが展開されています。

## (3) 地域の教育力育成・支援事業

地域の自主的・組織的な学習活動及びその成果を実践する活動等の支援を行い、もって社会全体で子どもをはぐくむ「共育（ともいく）」を推進する主体の育成・支援を図ります。

### ○ 家庭の教育力パワーアップ事業

家庭の教育力の向上を図ることを目的として、保護者同士や地域とのつながりの中で、家庭教育の重要性について理解を深め、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、保護者として成長しようとする活動を行う地域グループを支援します。

### ○ 共生する地域づくり事業

人の多様性を認め合い、共生する地域づくりを推進することを目的として、福岡市人権教育・啓発基本計画に基づく人権課題の当事者を中心として、地域における住民同士の交流や相互理解を図りながら、人権問題の解決に向けた学習や啓発活動を行う地域グループを支援します。

### ○ 地域学び場応援事業

児童生徒の家庭学習の習慣化や学習意欲の向上を図り、学力の向上等につなげることを目的として、保護者や地域における住民等の連携、協力の下、社会全体で子どもをはぐくむ「共育（ともいく）」を実践する活動として、小・中学生を対象とした放課後等における補充学習に取り組む地域グループを支援します。

## (4) 社会教育関係職員等を対象とした研修

(令和 4 年度)

事業名	内容	実施回数	参加人数
公民館職員等人権教育研修	人権教育を推進する社会教育関係職員としての役割と公民館における人権教育の取組みについての研修	回 123	人 2,019
公民館人権教育研修	公民館における学級講座に人権教育を位置付け、また組織的な地域ぐるみの活動として推進し住民の人権問題に対する認識を深めるための研修	466	14,112
団体・地域指導者等研修	社会教育関係団体指導者や地域指導者を対象に人権問題への理解と、取組みを促進するための研修	19	685
人権講座 人権を考える集い	地域指導者の人権問題に対する正しい認識と人権意識の高揚を図るための講座及び研修	33	4,422
教育委員会職員 人権教育研修	職員一人ひとりが人権問題を自らの課題として正しくとらえ、業務遂行に当たって、その趣旨を十分反映させていく力をつけるとともに、管理・監督職員の指導力の一層の充実を図り、各職場ぐるみの取組みを強化するための研修	3	1,216
社会教育関係職員研修(再掲)	公民館及び社会教育関係団体等における人権教育研修が効果的に実施されるよう、助言・指導にあたる主任社会教育主事等の社会教育関係職員の人権についての理解を深める研修	4	96

(5) 研修等関連教材一覧（人権啓発 DVD 令和4年度購入分）

題名	所要時間	内容（ねらい）
よかつたら“想い”を聴かせて ～自分も相手も大切にするために～	29分	職場における6つの人権（ハラスメント・いろいろな性・外国人・障がい者・働き方・部落差別）をテーマとしたドラマを通して、自分も相手も大切にするために必要なコミュニケーションについて学ぶ内容。

(6) 学校教育における人権教育の推進

(令和4年度)

事業名	事業内容	実施対象
1 人権教育関連研修講座		
(1) 校長人権教育研修	学校における人権教育推進のために期待すること	全校長
(2) 副校長・教頭研修	学校における人権教育	全副校長・教頭
(3) 教務研修	本市の教育課題と教務の役割	全主幹教諭（教務担当）・教務主任
(4) 初任者研修1年次	人権教育の考え方や基本的知識 同和問題についての正しい理解、部落差別の現実に学ぶ	1年次教諭等（小・中・特・高・養護・栄養・日本語指導・他府県転入・学校事務）
(5) 初任者研修2年次	多様な性	2年次教諭等
(6) 初任者研修3年次	人権教育の現状と推進	3年次教諭等
(7) 6年次研修	障がい者理解、発達障がいに関する理解 人権教育に関する理論と実践 「ぬくもり」題材を活用した授業実践 (または人権教育実践)	6年次教諭等
(8) 中堅教諭等資質向上研修	人権教育の理論と実践	中堅教諭等（小・中・特・高・養護）
(9) 人権教育担当者研修	校内人権教育研修の推進と人権教育担当者の役割	全人権教育担当者
(10) 全市人権教育研修	特定職業従事者としての役割、差別の現実に学ぶ	全教員（非常勤講師を除く）
(11) 社会科における人権教育推進研修	社会科學習における部落問題學習の指導	社会科担当者（小6担任、中・高・特中・特高）社会科（歴史・公民）學習担当者
(12) 常勤講師研修	人権教育の視点を踏まえた學習指導	常勤講師 ※未受講者必修
(13) 非常勤講師研修	人権教育の視点を踏まえた學習指導	非常勤講師 ※未受講者必修
(14) 人権教育 (第三次とりまとめと人権8課題)	人権教育の基本原理	教員（選択講座）
(15) 人権意識を高める學習指導	児童生徒の人権感覚を育む學習指導の在り方（人権読本「ぬくもり」の指導事例）	教員（一部悉皆、選択講座）
(16) 男女平等教育研修	男女平等教育の推進	教員（担当者）
(17) 学校事務職員研修	学校における人権教育	全学校事務職員
(18) 部落問題學習スキルアップ 講座	部落問題學習の基本的な考え方	教員（選択講座）
2 校内人権教育研修経費負担	校内人権教育の研修、実践経費の負担	市立小・中・高・特別支援学校
3 人権教育研究団体助成	福岡市教職員によって構成される人権教育を自主的に推進している団体に対する研修費の助成	○市立小中学校長人権教育研究会 ○市立小中学校教頭人権教育研究会 ○市人権教育研究会 ○市進路保障研究会 ○市立高等学校進路保障研究会